

茨城縣報

第二千五百七十一號

昭和二十二年九月二十九日

月 曜 日

告 示

◎茨城縣告示第三百五十一號

昭和二十二年九月物價廳告示第六一三號（漬物類の販賣價格の統制額指定の件）の中知事の指定する消費地域を次のように定める。

昭和二十二年一月茨城縣告示第二十三號（漬物類の販賣價格の統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十九日

茨城縣知事 友 末 洋 治

水戸市、日立市、土浦市、多賀町

◎茨城縣告示第三百五十二號

昭和二十二年九月二日茨城縣指令第四、〇二〇號を以て茨城縣家畜商協同會に左記のとおり高秋臨時家畜市場開設を許可した。

昭和二十二年九月二十九日

茨城縣知事 友 末 洋 治

記

一、市場名稱 高秋臨時家畜市場

開設期間 昭和二十二年自九月二十日起至九月二十一日

位 置 多賀郡高秋町

二、家畜市場法第七條の區域及び期間左のとおり指定する

(イ) 禁止區域 多賀郡一圓

(ロ) 期 間 市場開催日の前後各一日間

◎茨城縣告示第三百五十三號

河川法第二條第一項の規程に依り勤行川筋及び大谷川筋の内一部河川の區域を左のとおり認定する。

昭和二十二年九月二十九日

茨城縣知事 友 末 洋 治

河川の區域

小貝川 支川

一、勤 行 川

左岸茨城縣眞壁郡那珂間村（栃木縣境）左岸茨城縣眞壁郡養蠶村

右岸茨城縣眞壁郡中村（栃木縣境）右岸茨城縣眞壁郡嘉田生崎村小貝川落合に至る

利根川 小支

一、大 谷 川

左岸茨城縣眞壁郡太田村（常總鐵道交叉点）左岸茨城縣眞壁郡嘉田生崎村

右岸同 縣同 郡同 村（同 右岸同 縣同 郡

黒子村小貝川落合に至る

◎茨城縣告示第三百五十四號

昭和二十二年九月十九日臨時縣會の議決を経た昭和二十二年度茨城縣歳入歳出追加豫算及び昭和二十二年度茨城縣罹災救助基金歳入歳出追加豫算の要領次のとおりである。

昭和二十二年九月二十九日

茨城縣知事 友 末 洋 治

昭和二十二年度茨城縣歳入歳出追加豫算

歳 入

經常部

第一款縣稅

第四項地方分與稅

經常部計
歲入合計

五、〇〇〇、〇〇〇圓
五、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇

歲出

臨時部

第十五款水害對策費

第一項水害對策費

臨時部計
歲出合計

五、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇

昭和二十二年度茨城縣罹災救助基金歲入
歲出追加豫算

歲入

第一款罹災救助基金收入

第四項基金繰入金

歲入合計

五七七、七〇〇圓
五七七、七〇〇
五七七、七〇〇
五七七、七〇〇

第一款罹災救助基金支出

第一項救助費

歲出合計

五七七、七〇〇
五七七、七〇〇
五七七、七〇〇
五七七、七〇〇

彙報

昭和二十二年九月二十九日

茨城縣教育民生部長

各市町村長殿

行旅死亡人周知方依頼について

標記に就いて左記の通り各縣より行旅死亡人周知方依頼があつたから心當りの向はそれ〴〵取扱市町村長宛直接照會する様貴管内に周知されたい。

知されたい。

記

一、本籍、住所
氏名

不詳

二、人相、特徴

身長四尺九寸余、顔面は甚だしくふくれ其の他判別し難し。

三、性別、年齢

女、二十二歳位

四、着衣所持品

薄桃色モス襪、細紐付腰巻、薄い笹の葉模様木綿浴衣、兩端に一尺八寸の水色木綿をつぎたした白木綿腰帶、袖口にゴムを取りつけた大花模様緋の木綿半袖袴、黒兵児帯の端切れをつぎたした細紐、小豆色絹かすりの筒袖、木綿モンベ上衣、メリンス紫地赤線格子模様様の古布で作られた長さ二尺巾一尺の前掛を着す。遺留品なし。

五、死体發見
月日、場所

昭和二十二年七月十一日羽昨郡東増穂村字里本江海岸に漂着したのを發見

六、處置

七月十五日東増穂村字里本江三七に假埋葬した

七、其の他

死後十五日を経過した溺死体と推定

記

一、本籍、住所
氏名

不詳

二、性別、年齢

男、推定四十歳位

三、人相、特徴

死後約三ヶ月を経過した白骨で詳細不明

四、死亡の種別

縊死

五、遺留品

赤草製短靴一足、黒草製煙草入一個、風呂敷一枚、戦斗帽一個

六、死体發見
月日、場所

昭和二十二年七月十九日石川郡内川村字小原杉の谷にて發見

七、處置

七月二十日石川郡内川村字小原で假埋葬した。

明治三十五年三月十七日
(第三種郵便物認可)

昭和二十二年九月二十八日印刷
昭和二十二年九月二十九日發行

茨城縣水戸市北三ノ丸二一九番地
發行所 茨城縣

茨城縣水戸市北三ノ丸二一九番地
印刷所 茨城縣印刷所